

地域安全ニュース

大分県警察本部
(生活安全企画課)

「悪質清掃業者との トラブル事案が発生！」 高額請求に注意！ 書類をよく確認して下さい!!



昨日（6月26日）、大分市内の事業所に、清掃業者を名乗る者が訪問し、「分電盤の清掃をするのに、承諾が必要なので、この紙にサインして欲しい。」と言われたため、

店員が書類の内容を確認しないままサインをしたところ、清掃終了後に高額の清掃代金を請求される事案が発生しました。

店員がサインした書類は、承諾のための書類ではなく、この業者に清掃を依頼するための契約書類でした。

業者間の契約にはクーリングオフは適用されません。

同様の事案が全国の事業所でも確認されており、今後、県内でも多発する可能性があります。

⚠ 注意ポイント ⚠

- ① 契約している業者などをリストにするなど、アルバイトを含めた従業員全員で情報を共有する。
- ② 「本社から依頼を受けた」と言われても、すぐに署名すること無く、
本社への確認・書類の内容の確認
を確実に行う。
- ③ 分電盤の清掃のほか、消火器の点検をかたる手口もある。

トラブルに発展しそうなときは、すぐに警察へ通報をお願いします。